

# 忍野村 通学路安全推進会議 規約

第1条 本会議は、忍野村通学路安全推進会議と称する。

第2条 本会議は、教育委員会、道路管理者、警察の連携の中で、子どもたちの通学路の安全を確保することを目的とする。

第3条 本会議は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1 忍野村通学路交通安全プログラムを作成、実行をする。
- 2 児童・生徒へ交通安全指導、教育を行う。
- 3 教育委員会、道路管理者、警察所のほか関係機関と密接に連携する。
- 4 小学校の合同点検をもとに本推進会議を開催する。
- 5 通学路の対策必要箇所に関して各諸機関への対策、改善の依頼を行う。
- 6 前各号に掲げるもののほか、通学路の交通安全対策として必要と認める事業等を行う。

第4条 本会議は下記の構成員をもって組織する。

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 1 忍野村教育委員会 教育長        | 6 忍野村役場総務課         |
| 2 忍野村教育委員会 教育課長       | 7 忍野村役場建設課         |
| 3 忍野村教育委員会 学校安全担当     | 8 忍野小学校 教頭         |
| 4 富士吉田警察署 交通課         | 9 忍野小学校 PTA 会長     |
| 5 山梨県県土整備部 富士・東部建設事務所 | 10 忍野小学校 PTA 環境整備部 |

第5条 本会議に次の役員をおく。

- (1) 会長1名（教育委員会1名）(2) 副会長2名（小学校1名 警察1名）
- (2) 本会議に、前項役員の外、顧問（会長・副会長経験者）と特別委員（学識経験者）をおくことができる。

第6条 本会議の会長・副会長は通学路安全推進会議の互選により選出する。

第7条 本会議の役員任期は1年とする

第8条 本会議は必要に応じて会長が招集する。議長はその都度正副会長の中から選出する。

第9条 本会議の開催は年1回とし、必要に応じて臨時に開催することができる。

第10条 本会議の規約の改正は、役員全体の議決を経なければならない。

第11条 本安全推進会議は、忍野村教育委員会に事務局をおく。

(付則) 本安全推進会議は平成26年4月1日より施行する